

○後志広域連合情報公開条例

平成19年 5 月31日

条例第12号

改正 平成28年 3 月 3 日条例第 2 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、広域連合の機関が保有する公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供の推進に関し必要な事項を定めることにより、住民の広域行政への理解と信頼を深め、もって公正で透明な広域行政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 広域連合長、議会、選挙管理委員会、監査委員をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。
- (3) 公文書の公開 実施機関がこの条例の定めるところにより公文書を閲覧若しくは視聴に供し、又は公文書の写しを交付することをいう。

(実施機関の責務)

第 3 条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を請求する権利を十分尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、公文書の開示その他の事務を迅速に処理するなど、この条例に定める情報公開制度の利用者の利便に配慮をしなければならない。

(公文書の管理等)

第 4 条 実施機関は、この条例に定める情報公開制度の的確な運用を図るよう、公文書の分類、保存、廃棄等公文書の管理を適切に行うとともに、公文書の検索に必要な資料を作成するものとする。

(利用者の責務)

第 5 条 この条例の定めるところにより公文書の開示又は情報の提供を受けた者は、これによって得た情報をこの条例の目的に即し適正に使用しなければならない。

第 2 章 公文書の開示の制度

(公文書の開示を請求できる者)

第6条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して、公文書の開示を請求することができる。

(実施機関の開示義務)

第7条 実施機関は、公文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）があったときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該開示請求に係る公文書を原則として開示しなければならない。

(開示をしてはならない情報)

第8条 実施機関は、次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている公文書については、前条の規定にかかわらず開示してはならない。

- (1) 個人の氏名、思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により、何人でも閲覧することができる」とされている情報

イ 公開することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 法令等の規定により行われた許可、免許等に関する情報で、公開することが公益上必要と認められるもの

エ 職務の遂行に係る場合の公務員又は公務員であった者の氏名、地位及び当該職務に関する情報

- (2) 法令等の規定により開示することができないとされている情報及び当該法令等の規定の解釈上その旨が明らかである情報

(開示をしないことができる情報)

第9条 実施機関は、次の各号に該当する情報については、当該情報の記録されている公文書の開示をしないことができる。

- (1) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの。
- (2) 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報
- (3) 広域連合の機関内部若しくは機関相互又は広域連合の機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人その他の公共団体（以下「国等」という。）との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (4) 広域連合の機関、国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正

な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、町及び国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

(部分開示)

第10条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に前2条に規定する情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に第8条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公文書の存否に関する情報の取扱い)

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、特定の個人の生命、身体、財産、又は名誉が侵害されると認められる場合に限り、当該公文書の存否を明らかにしないことができる。

(開示請求の手續)

第12条 開示請求をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した開示請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

(開示請求に対する決定等)

第13条 実施機関は、前条の開示請求書を受理したときは、受理した日から起算して15日以内に、開示請求に係る公文書につき第8条から第10条までに定めるところにより審査して、公文書の開示をするかどうかの決定（以下「開示等の決定」という。）をしなければならない。

2 実施機関の長は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に開示等の決定をすることができないときは、その期間を15日を限度として延長することができる。

3 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示等の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項に規定する開示等の決定をする期間を、開示請求書を受理した日から起算

して60日を限度として延長することができる。

4 実施機関は、前2項の規定により期間を延長するときは、速やかに、期間を延長する理由及び開示等の決定をすることができる時期を開示請求者に書面により通知しなければならない。

5 第1項に規定する期間（第2項及び第3項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）内に実施機関が開示等の決定をしないときは、開示請求者は、開示しないこととする決定があったものとみなすことができる。

（開示請求に対する措置）

第14条 実施機関は、開示等の決定をしたときは、速やかに、開示請求者に書面により通知しなければならない。この場合において、実施機関は、開示請求に係る公文書の開示をしないことと決定したとき又は不開示情報を除いて開示請求に係る公文書の開示をすることと決定したときは、その旨及び理由を併せて開示請求者に通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の開示をしないことと決定した場合において、当該公文書について開示することができる期日が明らかであるときは、その期日を前項の書面に付記するものとする。

（文書の存否を明らかにしない決定）

第15条 実施機関は、第11条の規定により公文書の存否を明らかにしないときは、開示請求書を受理した日から起算して15日以内に、その旨の決定をしなければならない。

2 前条第1項の規定は、前項の決定について準用する。

（文書の不存在の通知）

第16条 実施機関は、開示請求に係る公文書が存在しないときは、開示請求書を受理した日から起算して15日以内に、当該公文書が不存在である旨の通知をするものとする。

（第三者の意見聴取等）

第17条 実施機関は、開示請求に係る公文書に実施機関及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、開示等の決定をするに当たって必要があると認めるときは、当該情報に係る第三者の意見を聴くものとする。

2 実施機関は、前項の規定により第三者の意見を聴いた場合において、公文書の開示をすることと決定したときは、速やかに、その旨を当該第三者に通知するものとする。

（開示の実施）

第18条 公文書の開示は、文書、図面及び写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあっては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 公文書の開示は、第13条第1項の規定による通知の際に指定する日時及び場所で行うものとする。

3 実施機関は、開示請求者の住所が遠隔の地にあること等により開示請求者が開示する

公文書を閲覧し、又は視聴することが著しく困難であると認められるときは、開示する公文書の写し（電磁的記録媒体等に複写したものを含む。以下同じ。）を送付することにより公文書の開示をすることができる。

（手数料等）

第19条 公文書の開示に係る手数料は、無料とする。

2 開示請求者が開示に係る公文書の写しの交付又は送付を求めたときにおけるこれらの費用は、当該開示請求者が負担しなければならない。

（審査請求があった場合の手続）

第20条 第13条第1項及び第15条第1項の規定による決定について審査請求（行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）に基づく審査請求をいう。以下同じ。）があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、後志広域連合情報公開及び個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

2 後志広域連合情報公開及び個人情報保護審査会は、前項に規定する諮問があった日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。

3 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに裁決をしなければならない。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第20条の2 第13条第1項及び第15条第1項の規定による決定に係る審査請求については、法第9号第1項の規定は、適用しない。

第3章 情報提供の総合的推進

（情報提供施策の充実）

第21条 実施機関は、広域連合を組織する関係町村の住民が広域行政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

（出資法人等の情報公開）

第22条 広域連合が出資その他の財政上の援助等を行う法人等であって、実施機関が定めるものは、この条例の趣旨にのっとり、情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 雑則

（広域連合長の調整）

第23条 広域連合長は、他の実施機関に対し、情報の公開に関して報告を求め、又は助言することができる。

（運用状況の公表）

第24条 広域連合長は、毎年度終了後3箇月以内に、各実施機関のこの条例の運用の状況を取りまとめ、議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

（適用除外）

第25条 この条例の規定は、法令等の規定により公文書を閲覧若しくは縦覧又は写しの交付の手続が定められている場合には、適用しない。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年条例第2号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。